渋谷区職員措置請求及び監査結果

（区ニュースに係る賠償金の支出に関する件）

平成２４年９月７日

渋谷区監査委員

第１　請求の受付

１　請求人

渋谷区千駄ヶ谷　　久保田　正尚　　ほか１人

２　請求書の提出

平成２４年７月１０日

３　請求の内容

（注１）住民監査請求書は、請求人の電話番号及びＦＡＸ番号を除き、原文のまま記載した。
（注２）事実証明書は、省略した。

渋谷区職員措置請求書（住民監査請求書）

平成２４年７月１０日

渋谷区監査委員 殿

〒１５１－００５１　　東京都渋谷区千駄ヶ谷
職業
請求人代表　久保田　正尚　㊞
（送達場所）
電　話
ＦＡＸ

請求人　　ほか１人

請　求　の　趣　旨

渋谷区監査委員は、渋谷区長桑原敏武に対して、個人の資格において、金１３万８６３７円を渋谷区に返還させるための、必要な措置を講ぜよ。

請　求　の　原　因

第１　当事者等

１　請求人らは、いずれも渋谷区民である。

２　桑原敏武は、現在の渋谷区長である。

第２　本件監査請求に至る経緯

１　平成２３年３月１日、渋谷区は、「しぶや区ニュース　Ｎｏ１１９６」を発行した（甲１号証）。「しぶや区ニュース　Ｎｏ１１９６」の１面下部には、「お元気ですか、区長です」と題する渋谷区長のコラムがあり、そこの冒頭には、以下のような記述があった（以下、このコラムのことを「本件コラム」という。）

記

「（一）最初に２月１５日（火）、私を誹謗する新聞折込がありました。多分他の区長候補を有利に誘導するためのものでしょう。民主主義は相互に政策の是非を区民に問うものです。目的のためには手段を選ばぬ行動であり残念に思います。もちろん私自身、これからも精進してまいります。」

２　請求外Ａ社（以下、「Ａ社」という。）が、本件コラムの「新聞折込」とは、Ａ社が発行した「ジャストタイムズ渋谷　特集号」のことであり、本件コラムによってＡ社の名誉・信用が毀損されたとして、渋谷区に対し謝罪広告と損害賠償を求めて提訴したところ、平成２４年６月２１日、東京高等裁判所は、渋谷区に対し、Ａ社に損害賠償として金１３万円及び平成２３年３月１

日からの遅延損害金の支払を命ずる旨の判決（甲２号証）を下し、同判決は、平成２４年７月６日の経過をもって確定した。

３　平成２４年６月２８日、渋谷区は、A 社に対し、上記判決に基づき、１３万８６３７円を支払った（甲３号証）。

第３　桑原敏武の責任原因

１　国家賠償法１条２項は、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と定め、公務員が、故意重過失によって他人に損害を与え、行政が私人に損害賠償を支払ったときは、行政は、当該公務員に対し、求償出来る旨を規定している。

２　本件の場合、桑原敏武が、A 社に対し、故意に損害を与えたことは明白であり、渋谷区は、桑原敏武に求償権を有する。

　そして、地方公共団体が、公務員に対し求償権を有する場合、当該地方公共団体は、当該公務員に対し、求償権を行使しなければならない（東京地方裁判所平成２２年１２月２２日判決（元国立市長に対する求償権を巡る住民訴訟）参照）。

３　したがって、渋谷区は、桑原敏武に対し、１３万８６３７円を求償しなければならない。

第４　結語

　以上の次第であり、本件住民監査請求は、地方自治法２４２条第１項に該当するので、請求人らは、渋谷区監査委員に対し、同法２４２条第４項に基づく、必要な措置を講ずべき旨の勧告を請求する。

以　上

事実証明書

１　甲１号証　しぶや区ニュース　Ｎｏ１１９６

２　甲２号証　東京高等裁判所平成２４年６月２１日判決

３　甲３号証　領収書

４　請求の要件審査

本件監査請求については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条所定の要件を具備しているものと認めた。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、監査請求書に記載されている事項を勘案し、次のとおりとする。

渋谷区は、桑原敏武に対して請求人ら主張の国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）第１条第２項の求償権(１３万８６３７円)を行使する必要があると認められるか。

２　監査対象部

総務部

３　請求人らの証拠の提出及び陳述

請求人らに対し、法第２４２条第６項の規定に基づき、平成２４年８月９日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人らから、新たな証拠の提出はなく、陳述の必要はない旨の意思表示があり、陳述を実施しなかった。

４　監査対象部の見解

監査対象部である総務部の見解は、次のとおりである。

区ニュースに係る賠償金支出等の経過について

平成２４年６月２１日　平成２４年（ネ）第５２７号損害賠償請求控訴事件・同第１０５１号附帯控訴事件判決(以下「本件判決」という。)言渡・判決文受領

平成２４年６月２５日　総務課において支出手続きを行う。

平成２４年６月２８日　渋谷区より A 社(以下「A 社」という。)代理人弁護士へ１３万円及びこれに対する平成２３年３月１日から平成２４年６月２８日までの遅延損害金８６３７円合計１３万８６３７円支払

(損害賠償金¥130,000＋遅延損害金¥6,500 円(H23.3.1～H24.2.29)＋同¥2,136.99 円(H24.3.1～H24.6.28(¥6,500×120÷365))＝¥138,636.99)

平成２４年７月２日　　同代理人弁護士、上記支払いについて領収書発行

平成２４年７月６日　　桑原敏武より渋谷区へ１３万８６３７円及びこれに対する平成２４年６月２９日から同年７月６日までの年５分の割合による遅延損害金１５２円合計１３万８７８９円の支払

平成２４年７月１０日　本件監査請求

上記支払のとおり、本件監査請求があった平成２４年７月１０日時点においては、渋谷区に対し桑原敏武により上記支払いがなされており、渋谷区に損害はない。

５　事実の確認

関係書類の調査により、次の事実を確認した。

（１）本件判決について

判決言渡日及び渋谷区の判決書受領日は平成２４年６月２１日であり、判決の上告の期限までに渋谷区は上告もしくは上告受理申立てをしなかったので、判決書の交付を受けた、上記同日の翌日から１４日を経過した同年７月６日をもって判決の確定となった。

（２）渋谷区が A 社代理人弁護士に対して損害賠償金の支出をしている事実

ア　支出負担行為決議書

伝票番号　　11-5073982-00-00
起票日　　平成２４年６月２５日
決裁日　　平成２４年６月２５日
支払希望日　平成２４年６月２８日
支払額　　１３万８６３７円
債　主　　(A 社代理人)
摘　要　　本件判決の損害賠償金

イ　賠償額計算書

損害賠償金額　　１３万円
利息(遅延損害金)　８６３７円
ウ　みずほ銀行口座振り込み依頼書

（３）渋谷区は桑原敏武から損害賠償金の支出に係る金員を収入している事実
ア　調定決議書
伝票番号　65-0036739-00-02
起票日　平成２４年７月６日
決裁日　平成２４年７月６日
納付期限　平成２４年７月６日
調定額　１３万８７８９円
納入者　桑原敏武
摘　要　本件判決の損害賠償金相当額として
イ　納入済通知書
領収日　平成２４年７月６日
金額　１３万８７８９円
納入者　桑原敏武
摘要　本件判決の損害賠償金相当額として

第３　監査の結果

１　判断

本件監査請求については、合議により、次のとおり決定した。
「監査対象事項」について、理由がないものと認め、いずれも棄却する。

２　判断理由

監査対象部における見解及び事実の確認から、本件判決が命じた損害賠償金１３万円及びこれに対する平成２３年３月１日から支払済みの平成２４年６月２８日までの遅延損害金８６３７円合計１３万８６３７円並びに上記１３万８６３７円に対する平成２４年６月２９日から支払済みの同年７月６日までの年５分の割合による遅延損害金１５２円合計１３万８７８９円は、平成２４年７月６日桑原敏武から渋谷区に全額納付され、上記損害全額は補填されている。よって、渋谷区に損害はない。
したがって、請求人らの本件監査請求は理由がないので、いずれも棄却する。

本書は、請求人に通知した監査結果に、個人情報の保護等の観点から、一部省略等を行ったものである。